

## 規制シート(様式)

(別紙1)

180200001170001

平成27年7月29日

| 規制の名称 | 特定放射性廃棄物の最終処分に関する拠出金の管理   | 所管府省                           | 経済産業省                         |
|-------|---|--------------------------------|-------------------------------|
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律</li> <li>・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令</li> <li>・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則</li> <li>・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第11条第3項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第11条の2第3項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令</li> <li>・原子力発電環境整備機構に関する省令</li> <li>・原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令</li> <li>・特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針</li> <li>・特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画</li> <li>・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則第15条並びに第16条第1号イ及びロの規定に基づく区分及び換算係数</li> <li>・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について</li> </ul> | 担当局課等<br>及び作成責<br>任者の役<br>職・氏名 | 電力・ガス事業部<br>放射性廃棄物等対策室長 小林 大和 |
| 規制目的  | <p>発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるために必要な措置等を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与すること。</p>  |                                |                               |

|                    |   |                |    |
|--------------------|---|----------------|----|
| 規制内容の概要            | <p>○発電用原子炉設置者等は、最終処分事業に必要な費用を、原子力発電電力量等に応じ、実施主体である原子力発電環境整備機構(NUMO)に対し、拠出金として納付しなければならない。</p> <p>等</p>  | 関連する予算         | —  |
| 規制の最近の改廃経緯         | <p>○発電用原子炉設置者等が拠出金を納付するに当たって、毎年、国において拠出金単価の見直しを実施しているところ。直近では、本年1月に見直しを実施。</p> <p>○なお、最終処分政策が進んでいない状況を踏まえ、平成25年から政策の抜本的な見直しを実施。内閣官房長官が議長を務める最終処分関係閣僚会議や総合資源エネルギー調査会の議論を踏まえ、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」を7年ぶりに改定(平成27年5月閣議決定)。</p> <p>○新たな基本方針においても、「発電用原子炉設置者等は、特定放射性廃棄物の発生者としての基本的な責任を有することから、法に基づき拠出金を納付する義務を負う」としている。</p> | 関連する政策評価結果     | —  |
| 規制を維持、改革又は新設する理由   | 上述の通り   | 規制の維持、改革又は新設の別 | 維持 |
| (規制を改革する場合の改革の方向性) |   |                |    |
| 見直し条項              |   |                | —  |
| 次の見直し時期            | 平成32年度  |                |    |

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

|  |          |
|--|----------|
| <p>通知・通達等の<br/>名称(発信者等<br/>を含む。)</p>   | <p>—</p> |
| <p>通知・通達等への<br/>委任の根拠となる<br/>法令の条項</p> | <p>—</p> |
| <p>通知・通達等が法<br/>令の委任の範囲<br/>に入る理由</p>  | <p>—</p> |